

## 7 研究結果

### (1) 教材収集について

教材収集の経過及び結果については、本文に詳述のとおりであるが、教材の収集率は提供を要請した数に比べ驚くべきほどの低率であった。これは、前述のとおり印刷物として各職業能力開発施設に配布したり、又はデータベースのデータとするためには、著作権にまつわる複製権等に関する問題を回避するため複製部分、引用部分等を特定する必要がある、このための具体的な資料をも同時に要求するなど、教材提供協力者に対する負担がかなり大きかったことによるものと考えられる。

今回の試行によって著作権回避は出版社のものについて、一つの自作教材の中に幾つもの図書から複製がある場合かなり困難であることが明かとなった。しかし、メーカ又は一部の出版社は協力的であることも明確となった。したがって、今後、教材を作成するに当たっては

- ① できるだけオリジナルのものを作成して頂くよう努力してもらいたいこと。
- ② 一部複製がやむを得ない場合はメーカの技術マニュアル等の利用を考慮すること。
- ③ できるだけ単一の著作物の利用等について考慮し、また、複製箇所を明らかにすること。

以上の3項目を習慣づける等何らかの対策が必要である。

いずれにせよ、今回の複製許諾にたいして、最終的にきびしい姿勢をとった出版各社は、当方が行うようなことが一般的になり出版物の販売部数に対して影響がでることに対し、かなりの警戒感を持っていたようである。実際には、極めて限られた範囲に出版物の特定部分が利用されるだけで、全体的にはほとんど影響がでないであろうことを理解してもらえなかったことが誠に残念である。時間的に余裕があれば、今回関係した全ての出版社等に直に話し合いの機会を持ちたいと考えたが、許諾の契約に要する時間、成果物の印刷等を考えたときに限界があった。しかし、1つの教材だけは許諾が得られたので、これが一つの前例となりいつか再度検討されるとき参考となることを期待する。

### (2) 著作権問題について

収集結果に述べられた事実は、もっと多くの指導員が教材を提供したいと考えていても、提出の条件を満たすことができない状況を示している。つまり、ふだん職業能力開発施設において職員が教材を作成するに当たって、複製、引用等著作権に関する著作者又は出版社の権利に対して、それほど注意を払っていないため、複製箇所、出典等を特定することができないことを示していると考えられる。

したがって今後、自作教材を効率よく収集するためには、教材を作成する際に参考とした文献、資料等とその使用部分の特定について、十分な注意を払う必要性を周知させ実行させることが極めて重要となる。もし、これを行わなければ、著作権法上は、それを作成した本人が自分の担当する授業に著作権者の利益を不当に害することのない範囲において利用できるだけであり、複製教材を含む他人の作成教材をそのまま利用したり、地域ニーズ、新技術等に対応するための改良を加える等により、教材作成を合理的に、しかもよりすぐれたものに加工し、訓練の実施に利用することなどは、著作権法の精神を尊重する限り不可能なことである。

もちろん、指導員個人が開発し、教材に関する著作権を本人が所有するものを提供戴くことは理想的ではあるが、今回の収集では1つも提供されなかったように、現実的には非常に少ないと考えざるを得ない。したがって、現有の自作教材をデータとして利用することを前提とする場合は、この問題を解決しなければ、データベースを構築することは不可能なこととなる。

なお、今回提供された自作教材11のうち、オリジナルが100パーセントのものは前述のように皆無であった。また、半分以上がオリジナルで占められているものもごく限られたものであり、そのほとんどが複製により構成されているものが大半を占めている。したがって、今回収集された自作教材をデータベース化し又は印刷物等にして配布するためには、著作権に関する問題を解決する必要がある。

### (3) データを収集するための今後の課題

今回自作教材を収集するための文書を職業能力開発大学校から出してはいるが、この文書が必ずしも各施設の多くの職員に回覧され、趣旨が理解されたかどうかについては保証がないと委員からの意見があった。広く職員全体に関係する内容のものについて、施設長あてに文書を送付するに当たっては、事業団本部とタイアップするなど、何らかの工夫が必要と考えられる。

いずれにしろ、現在所有の教材又は新規に教材を作成するに当たって、その教材が著作権法に照らし問題があるのか否か、問題がある場合にはどうすれば抵触しないかということが明確にならない限り教材は提供したからない。このため、引用、学校等における複製の特例等について、また、それを行うについての条件等について、周知することが今後教材を収集するうえで大切となる。

なお、その収集結果は前述のとおりであるが、教材の提供率が極めて低調であったこと理由は、今回の自作教材収集の趣旨が全員に完全に理解できなかったことにもあろうかとは考えられるが、既著作物からの複製箇所を特定することが、現在の状況では極めて困難であることと考えられる。このままの状況では初期に入力できる教材データはごく限られたものとならざるを得ない。

そこで今後は、各職業能力開発施設の指導員が、既著作物からの一部複製等も利用しながら行う自作教材の作成においては、その出典に対する工夫とその複製等の箇所について明確にしておくことを、各指導員に習慣づけるための啓蒙と周知を図る必要があると考える。また、全文オリジナルのもの提供に協力し職業能力開発のため貢献された方には、その行為に見合う見返りの制度が設けられることなどが必要と考えられる。